

第8回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年8月8日）Bグループ 全文

事務局

手元に参考資料としてお配りをしているA4一枚のペーパーがあらうかと思います。説明させていただきますと、9月から熟議のとりまとめに入ってまいります、今ご提示している検討項目を8月中に議論をしていくということになりますと、8月は8日、22日、30日と、あと3回ですので、残っている項目について議論をしていかなければならないと思っておりますので、それを考えますと、これぐらいの項目を8月中に議論をしていかないといけないのかなと思っております。そういうことで、第8、9、10回の3回で検討項目を割り振らせて頂いたもので、あくまで予定でございますので、目安として割り振らせていただいております。学校選択制という手法、指定外就学の基準の拡大、あるいは調整区域等の手法、それぞれの手法について課題、メリット、これを具体的に整理していきたいというふうには思っておりますので、本日は、選択制の課題のところに順番でいくといくんですが、指定外就学の拡大についてもですね、ご議論いただいて、22日、30日という形で、それぞれの課題、メリットの関係性について整理して頂ければというふうに考えております。

ファシリテーター

ただ今、事務局からお話ございましたように、残された時間が8月で言いますと、あと3回でございます。この全体のまとめを進めていく上で、全部の議論が終わってからまとめるわけにもいかない、そういう部分もございますので、ある程度、議論の流れを予定しながら、一方では全体のまとめを進めていくというようなことが必要となってきました。従いまして、今日は一応予定なんです、8月の8日、第8回でありますので、主として二つの項目について議論をして頂きたい。今日も配られておりますが、資料の1-2ですね、指定外就学与学校選択制の相違点一覧という、前回もちょっとでましたけど、どうしても表にまとめますと、十分には書ききれない事もありますので、あまりここだけにこだわる必要ありませんが、一つの分かりやすい表としてご理解いただきたいということで、これらを対比しながら、市として指定外の就学基準の拡大問題、それから学校選択制導入についてのメリット、デメリットを少し対比させながら、議論を深めていただきたいと、こういう風に思っております。先程小川部長からもご紹介ありましたが、昨日、教育委員会会議で、ここの議論を紹介されて、ご意見もかなり出たと聞いておりますけど、そのへんの紹介をちょっとしていただけますか。

委員

そうですね、意見が出たというのは、先程のご紹介のなかでも、ある教育委員ということだったので、昨日、朝の9時から夕方6時20分までずっと連続で会議がありまし

て、6 時までの会議が 15 分遅れました関係で、少し中座しましてね、十分聞けてないんですが、意見を言われた委員の方は、学校選択制については賛成の立場から、そもそも学区制があるのかどうかというご意見をお持ちでした。学区制がなかったとしても、例えば生徒が自分の近いところ、そして友人と一緒にのところ、兄弟姉妹と一緒にのところ、その学校へ行けるという制度をつくれば、別に学区はいらないんじゃないかというご意見をお持ちだったんです。そのご紹介がされたということです。他の委員の方は、私が在席の間ではそれについて何ら意見を仰らなかったで、その方のご意見ということで、それを仰ったということだったんです。だから、その方のご意見としては、校区はいらないと。地域との関係はそんなに、重視するよりも、保護者が選択できる利益が最善ではないかと。それを確保することこそが利益であるというようなご意見だったというふうに思っています。

ファシリテーター

ご意見として、そういうことでしょうし、校区の撤廃というのは、理論的にはありうることなんですけどね、現実的にそれがどういう形で可能かということ、実際には現実の小学校と中学校が動きながら、そういう制度設計が出来るのかとかいうような移行の問題も含めてですね、かなり議論しないといけないと思います。それからもう一つは、例の大津の事件ですが、ご承知のように大津市は政令都市ではありませんので、資料には入っていませんが、中学校区の中での学校選択制度を導入しております。問題の起こった学校は、地元の校区の中では、非常に評判の良い学校であったと。同じ中学校区の中の隣の小学校から、だいたい半分くらいが、あるいは 6 割近いものが、その学校へ行ってしまうというような事も、ある点では、いろいろ同一の問題が一方で起こりえるなら、議論にも含めなければならないと思っております。

それでは、前回の資料でいいますと、今日の 1-1 でございますが、5 ページのところを議論しまして、今日予定でいいますと 5 から 6 の方へいかなければならないんですけど、先程言いましたように、この二つの対照的な制度で、メリット、デメリット併せてですね、議論をお願いしたいと思います。

前回、指定外基準の緩和とか拡大というようなことで、どういう項目でそれを考えたらいいいのかということで、一つ出ましたのが、例えば中学校でのクラブ活動という問題が出ましたし、それから障がいのあるお子さんの問題もでました。それから兄弟とか、あるいは仲の良い友達の問題も考慮してほしいというご意見も出たんですけど、それを含めていかがでしょうか。

委員

たしかにね、指定外基準を拡大することは、一方では良いと思いますけれども、やはり校区というものが大阪の場合はベースにあると考えると、何でもかんでも指定外就学の基準を拡大していくのがいいのか。選べるということも、一方では保護者にとってはいいん

ですけど、やはり学校の基盤とか、学校と地域の関係でいえば、何でもかんでも拡大すれば問題解決をするのか、希望にかなうのかというのはちょっと考え方は違うんですけど、確かに、今仰ったようなクラブ活動とか障がいのあるお子さんの場合でしたらそのへんも分かるんですけど、例えば、兄弟とか、仲の良い友達とか、そこまでをどんどん拡大していくというのは、ちょっと疑問があるのではないかと思います。

ファシリテーター

どうでしょうか。

委員

現行制度の運用をもう少し弾力的にやりましょうっていうのが指定外就学の拡大の解釈だと思うんですけど、現行でどういう問題があるのかがちょっと十分認識されてないように、自分自身も十分認識できていないというふうに思っているんですが、現行の指定外就学っていうのが適用される例として、友人の問題だとか、区域とか地域性の問題だとか、学校が遠いとか危険だとか、そういう例を基に、指定外就学を認めていきましょうということだと思うんですが、それをさらに拡大すると、もう本当に学校選択制、自由選択制、あるいは隣接選択制というものに踏み込んでいくということじゃないのかなと思うんですが、決定的な違いは、指定外就学の場合は何らかの理由を明確にしないといけない。学校選択制の場合は、そこはあえて理由を求めずに、保護者側に自由に選択の権利というか、考え方を認めてあげるといふところの違いだと思うので、あえて今の指定外就学の基準を拡大しようということならば、学校選択制に踏み込んで行った方が、ごく自然なのかなというふうに思いますね。指定外就学をしようと思えばどうしても何かの理由を、ずらずらと書き連ねて該当するかどうかという判断をしなければいけないということになるんで、そういうところを拡大していこうという方向性があるならば、もう学校選択制ということで、もうちょっと自由の幅を大きくした方がすんなり受け入れられる、保護者側の意見としてはね、受け入れられるじゃないかなというふうに思うんですが。

ファシリテーター

現行では、先程仰ったような、いじめの問題とか、あるいは校区の変則的なケースの場合には、指定外就学を認めていると、それと、前回出ましたのは保護者が勤務先の都合で…等ございますが、仰るように、それらの一定の根拠や理由があって、認めるか認めないかということをやっていると。それらをどんどん拡大することになれば、結果的には学校選択、つまり通学区域っていうものを認めないという、そういう結果には行きつくだろうということになるかと思います。そのところは、みなさんお一人お一人のご意見と同時に、まあ熟議でありますので、自分の意見判断とは、別に、こういう事が課題になる、あるいはこういうメリットがあるという一方での客観的な議論を、この二つの制度

の相違点を含めて議論して頂く方が、まとめをする時にいいんじゃないかと思っております。

委員

この一覧表の下にありますように、従来から文科省の方では通学区域の弾力化ということで、いじめ、それから通学の利便性、それから部活動、等と、この等をどの程度まで考えるかというのが、まだこれから議論する必要があると思うんですけど、実際に学校現場で子どもたちが転校していく場面とかですね、転入してくる。あるいは本市の指定外の手続きをとるケースとかいろいろ目の当たりにします。例えば転校したくないのに転校していく子ども達も当然いるわけで、それは、現在の校区制度にそってですね、親も子どももそういう一つの決まりというルールの中で結論出していったるわけですね。一方で、指定外就学についても、これまででしたら、引っ越した瞬間にでも転校するべしということだったのが、弾力化になってきて、その年度の末までということに変わっておりますので、多くの人が納得できる、そういう幅の拡大になってきてるのかなとは思いますが、いじめの場合は、これ本当に非常に深刻な理由なのでね、これはやはりあってはならないということで、きちっと対応していくのが大前提ですけども、状況によったら、やはり指定外就学を認めていくということ、これは勿論本市も深刻な場合はやってるわけですけども、いわゆる学校選択制になった場合に、前回も言いましたけども、その指定外就学が学校選択制の中に含まれるからもう必要ないとは絶対ならないと思うんですけど、どうしてもこれは両方いるのかなというのは一つあります。逆に指定外就学を認めれば、学校選択制は不要になるのかどうかというあたりですね、そこが、根本的な価値観みたいなのがね。

ファシリテーター

学校選択制が不要になるというのはどういう状況ですか。

委員

いや、学校選択制という制度を導入しなくても、指定外就学の拡大で多くの方々の学校教育への希望とか期待とかが、今まで以上に活かされるんじゃないかと、そういう意味です。はい。

これから議論していくなかでも、指定外就学の大阪市の状況で十分であるのかどうかということと、少なくとも文科省の言う、このあたりまで踏み込むのかとか、さらにもっと拡大していくのかとか、ということは今日のテーマでもあると思うんですけど。

委員

私のところの個人的な何人かのメンバーでこの議論をやっているけども、学校選択制を

導入しても、この指定外就学ということが、言葉が適するのか、ちょっと疑問があるんですけど、この制度内容で、この運用の仕方というのは、必要が出てくると思うんですよ。学校選択制というのは就学する前に親、あるいは子どもが学校を選択するということです。で、今、指定外の就学を申請をしてる子どもたちというのは、就学をした後、いろいろな事案が出てきて、その対応のために、こういうふうに運用しましょうということが行われてるってことが、学校選択制を導入しても、この運用というのは子どもたちのために残してあげないといけないということになるので、片方は、指定外就学の運用を拡大することでもいいんじゃないのかなという議論もあるんですけども、学校選択制というのは、親の側にかなり自由な選択を任せてもらえる、というふうに思っているんです。ですから理由はどうあれ、学校選択制の場合には子どもがあっちに行きたいと言ったら、抽選でもない限りは、そこの学校へ行けるということだと思うので、その辺りは少し内容が違う、求めているものが違うなという風に整理してきてるんですが。

ファシリテーター

選択制そのものも、実はいろんなバリエーションありましてね、資料にもありました、資料 1-1 の 2 ページのところにありますようにね、同じ政令都市でもですね、選択制とこう言っても、隣接区域もあれば、ブロック制もあるというような形で、バリエーションがあるという点では、全くのフリーなのかという見解と、それから先程でましたように、選択後の、更に再選択というんですか？それも当然、選択した学校でいじめが起ったと。どうしても他の学校へ転校したいというようなことも当然起こり得るケースですので、そういうものも含めて、考えるということも必要になってきますからね。

委員

指定外就学か学校選択かということで、指定外就学の幅を広げるという話があるんですけど、私の子どもは小学校 4 年生で、おそらく導入されて 1 年目か 2 年目に当たると思うんですけども、どちらのやり方をするとしても、1 年目の時に混乱することだけは避けたいというのは、親としては思うので、学校選択制、自由に選べるというのはとても、ある意味良い事ではあると思うんですけど、やはり、同じ学校に偏ったりとか、例えば 1 番懸念されるのは、ここの学校は評判が良くないとかで、皆が違う学校を選んでしまったりして、ここの学校は人がいなくなってしまうとか、そういう極端なことが起り得ることも考えられるので、やっぱりそういう懸念、もし自由にした場合の心配というか、そこをやはり 1 年目からうまく機能するように考えていければいいかなと思います。あと、最初の方の議論で、小中学校入学時 1 回だけ選択可能ということで話を進めていたと思うんですけども、やはり入ってから思っていたのと違うというのも、例えば、選択した場合、特にその思いが強くなる事が考えられると思うので、やはり転校するなら、なかなかハードルが高いので、そうするかどうかは別なんですけど、例えばその指定外就学の時のように 1

年、1年で見直しができる制度もあってもいいかなというのもちよっと思いました。ちょっと難しいんですけど。

ファシリテーター

就学制度をあんまりこころろ変えるというのはですね、そこで学んでいる子どもにとっても、あまりメリットになることはないわけですし、子どもの教育というのは、その1年単位で考えるということではなくて、少なくとも小学校でいえば6年も居ますので、長いスパンで就学制度というのは、見ていくべきだろうというふうに思っております。それから、今、ご心配されていた選択制の結果ですね、ある学校は集中した、ある学校はもう非常に少なくなったと言うようなことで、バランスが崩れてしまったという…長崎市が選択制度をやめられたのは、そこだったんですよ。それから政令都市ではありませんから、この資料に入っておりませんが、結果的にはある学校へ集中すると、例えば学校も少なくなるというような事で、選択制そのものを中止にしたというふうに私は聞いております。そのへんの情報はどうでしょうか。聞いておられませんか。

事務局

長崎市はですね、選択制を実施していたんですけども、長崎市は、坂が多い地形でして、選択の結果、坂の上の方の、高台の方の学校が選ばれずに、平地の学校に集まると言う、そういう形になりますと、高台の学校のお子さん、その学校に行かれるお子さんが減る、そうなりますと、やはり地域との関係も薄まっていくということで、見直しをされた。で、平成24年度から、今年度からですね、選択制を見直して、通学的な距離の経過措置は残しておりますけども、廃止しております。

ファシリテーター

それは、在校生はそのままなんですか？

事務局

当然行かれています方で、特段転校は希望されない、このまま学校に行きますよという方はそのまま行かれるということで。強制的に校区の学校へ戻りなさいよということはされておられません。

委員

在校生で希望があれば戻すというような

事務局

そうですね、再度見直したときにはですね、そんな急激なですね、今、行っている学校

を全体的に変わらなさいという措置はとりませんので、これから 24 年度から入ってこられる方については、従来の校区制度ですと。ただ経過措置的な、距離の近さによる就学は見ますよと。

委員

ちょっと皆さんの意見とは逆行するかもしれないんですけど、基準を広げることによって選択制に近づくと思っているんです。例えば、このクラブ活動がないから、違う中学校へいきたいという声も大阪市では認められていないので、私も前任の学校も、中学校へ進学する時に、住民票を動かして、でその中学校に行く。それから、これも前任ですけど、前任の小学校は、中学校区の 2 小学校ともに水泳に力を入れているけれども、進学する学校に水泳クラブがないというような状況はあります。そういった時に、水泳クラブに行きたいなという子どもや保護者の願いを叶えるというような事もあると思うし、先程、学校選択制の方には、許可条件なしに選べることができるというご意見があったんですけど、そしたら保護者は、学校を選択する基準、どんなものがあるかっていうことを想定して、許可条件の中に入れていくってということが一つ要るのかなと思うんです。それと、保護者が校区にある学校ではなくて、別の学校を選ぶ時に、やっぱり子どもの将来のことを一生懸命考えて選ばれると思うんですね。そこに違う学校を選ぶ条件なり基準なりがあると思うんで、そこをきちっと選ぶ、指定外に行く条件の中に組み込んでいくということで、選択制に近づくものと考えているんです。で、もう一つは、今表にして頂いたからよく分かるんですけど、やっぱり選択制になると、転入者や在校生が対象外となるという、ここはやっぱり黒く網がけしていただいているから、デメリットなのかなと感じたりするので、指定外就学で条件を広げることが、考えていく方向で、私はいいいんじゃないかと思っているんです。

事務局

黒く網がけしているのは、デメリットという意味合いではなくてですね、現在、この選択制をどうするのか、どういう制度設計をしていくのかということの議論をしている最中ですので、今までの A・B グループの議論で言うと、こういうことかなということで、網がけをしている部分でございまして、決してデメリットという意味合いではございませんので、熟議としては、転校生は対象外とか、在校生は対象外ということで議論していますよということで。逆に対象とするというやり方もございますし、そういう意味合いでござい

委員

私も基本的には指定外就学の拡大という形で進めていくのが一番理想かなというふうには思っているんですけど、実際、この学校選択制が導入されるのか、導入されないのか、

された場合どういう形になるのかというのは分からないところがあるんですが、この学校選択制の議論が始まって一番大事なのは、今、現行制度でも問題が浮き彫りにされていると思うんですね、いじめの問題、部活動の問題、でもこういった問題が、導入されなかった場合に、保護者としても、教職員としても、教育委員会としても、それを改善していこうという覚悟はあるのか、ないのかというところも、また持たないといけないと思うんですね。また、それが変わっていこうとする気持ちとか、そういったものがないと、この今の議論は全く意味がないんじゃないかなというふうに思います。結果がどういうふうになるかは分かりませんが、今の段階で方向性が全く分からないので、選択制が導入されても、されなくても、そういった部分には対応していく必要があるんじゃないのかなと思います。

ファシリテーター

「覚悟」ということがありましたけれども、確かにここのところ、さまざまな辛い事件の結果、教育委員会や学校の対応が遅れている、あるいは十分に事態に即応していないという、そういう一種の制度的な疲労といいたいでしょうか、綻びが出てる事は間違いないわけですし、そういう件では、教育委員会の会議でも多分いろんな議論が今度は出るだろうと思いますね。

委員

いじめの対応であるとか、地理的な面で、通学面で困っているお子さんがいるとか、そういう問題がこの熟議でもだいぶ分かってきました。少なくともその部分については、おそらくこの通学区域の弾力化、指定外就学で解決することが一番好ましいのかなという気はいたします。この学校選択制というのは、ちょっとまた違う制度になってきますし、基本的にはおそらく抽選ということになるんでしょうから、この指定外就学で上げられた理由はどれも抽選にはなじまない、どうしても満たしてあげなければならない優先的な理由があると思いますので、おそらく指定外就学をどの程度緩和すべき必要性があって、どの辺まで緩和すべきかというのは、できれば、ここで皆様の意見を、どこかで集約した方が良いでしょうし、そこでのご意見を十分反映して、教育委員会会議を持ちたいというふうに思っております。それと、学校選択制について一番推進する立場の方から、保護者の選択が実現できる、どんな理由があっても保護者が自由に選べるというところが、メリットだということになるんでしょうけども、それは、かなりの保護者の方が自分の選択ができてこそ凄く多きなメリットだと思うんですね。ただ、かなりの多くの保護者の方の希望を叶えるとしたら、例えばどんな理由でもいいわけですから、あそこの学校は荒れているから行きたくないという保護者の希望を最大限叶えるとなると、ある学校に偏るのは、必然なんですよ。だから保護者の理由を実現する、それを最大限に実現すると、大きなデメリットが現れるのも、また事実なんです。ただそのデメリットを小さくしようとする

と、学校選択の幅を、いろんな学校選べるんですけど、この学校 5 名までですよと、いうふうにしたら、結局抽選ということなので、希望を叶えてもらえる保護者は、ごく少数になって、その方のために、ここまで大きな制度変更をするのかと、それがどこまで必要なのかという疑問に突き当たるんですよ。だからそう考えたときに、自由に選べるんですよと、口で言うのは簡単なんですけど、どれほどの保護者が希望を叶えることができるのかというのを、今は、抽象論ですけど、制度設計をした時に、この人気校には 5 名までしか行けません。そこに 100 名殺到しますなんていったら、かえって不公平な制度のようにも感じますしね、「保護者が選べる」の一つだけで、この制度に突き進むのは、ちょっとそういう具体論に落としたときに疑問を感じますね。それと、むしろ今凄くお困りの方をどうするかということを考えると、やっぱりお困りの方を最優先して考えていった時に、更に枠があるのであれば、制度設計も必要なんだろうけども、感覚が持てないんですね、抽象論のままで、だから実際にやった時に、どうなるかの試算を見せてもらえると、もうちょっと本市での学校選択の形が見えてくる。多分皆さんの考えはそんなに変わらないと思うんですよ。だから具体論が見えないので…

事務局

選択の動向というのは、なかなか推測し辛いんですが。

委員

だから、保護者が最大限選択した時に、この学校にこれくらい行けそうであるとか、偏ったらこういうふうになるとか、そのへんが見えない感じですね。

事務局

他都市の関係で申し上げたい事が一点あるんですけども、東京都の中でも選択制をやっているのが 19 区あって、4 区は選択制やらずにこの指定校変更の基準を拡大する形で保護者ニーズに応えてるという実態があるんですけど、いずれも、各学校で無制限に受け入れていけるかというと、やっぱり受け入れできない部分も選択制と同じでして、だいたい 15% から 20%の方がですね、やっぱり指定校以外の学校に行かれているんですね、この指定外就学、指定校の変更制度を使ってですね。となってくると、やはり各学校で受け入れ枠というか受け入れ学級はこれだけですよというのは、やはりあらかじめ定めて、越えた場合は抽選という形をとられています。1 月に入ってから、1 週間なり 10 日の受付期間を設けて、もう早いもの順になってしまうと不公平もあるので、入学時は、そういう形で一斉受付をして、多い場合は、公開抽選をして決めていくということが、実際には行われておりますので、基準を拡大して活用される方が多くなると、やはり選択制と同じような仕組みがいるようになるのかなということはあると思います。仰るように施設の制約がありますんで、選択制を実施している自治体もですね、申請率というのは 3 割、東京都でも全体になべた

らですね、各学校でみるとかなりばらつきはあるんですけど、なべたら申請率も3割から3割5分くらいで、実際に指定校以外の学校へ行かれているのは2割〜3割というのが状況でございますので、どれだけ各学校が受け入れ枠を設けられるかどうかによって、実際に校区外の学校に行ける方というのは…そこで、まず全体的な制約がかかってしまうのが…本市の状況を見ますと、なかなか学校での受け入れキャパがですね、たくさん余裕のある学校というのは全体的にいうと…少ない。

委員

小学校の中で、どれくらい可能性があるのか…

事務局

もう一つの考え方としては、東京都の江東区は、非常に児童生徒の偏りが、実施後ですね、見られたということで、逆に枠をかけているんです、総枠で。いくら受け入れるといっても、今の校区のお子さんを受け入れたとしたら2クラスですよ、2クラスで、60人くらいの受け入れができますけれど、校区外から受け入れる方は、最大でも一クラスだけですよという形で上限を決めているんです。あまり希望されたからと言って、保護者の意向を叶えるという点では全部受け入れるのがベストなんだろうけれども、受け入れますと、片一方で、何処かは必ず減ると、それが分散して減るのか、集中して減る傾向が見られるかによって、そういう偏りというものが生じると思うんですけど、そういったことは、全体的に抑制するということで、総枠的に、いくら余裕教室があっても、プラス1学級増までという見直しをされているんです。それは、江東区は通学距離の制限もかけましたけれど、その時に同時に、そういった変更をかけています。その後は、そんなに偏りなくいっていると聞いていますけど。

委員

それは、保護者の希望実現の可能性は非常に低まっています…

事務局

どこで条件をつけるかというバランスの問題になりますと。やはり聞きますとそういう自然現象というか、意向に全て任せる形になりますと、そういうのは、一部で見られる場合が出てくると。

委員

結局、その抽選で、当選した保護者の、あまり理由のない希望だけが実現される制度設計になるんですね、だからそれが良いのかどうか。それに比べると指定外就学の理由というのは、いくつかは、どうしても、やはり合理的な理由というのが有るんでしょうから、

それは、実現する可能性は高いと思うんですけど、単純に言うけど、意外とことはそう簡単ではないだろうと思っていますねえ。利益がどれくらいあって、それは、多分選択できたという利益だと思うんですね。それによれば、やはり無制限にかけると、明らかに出ていくということを考えたときに難しいだろうなという感じもしますね。

委員

東京の事例をいろいろ言ってもろたんですけども、例えば、学校選択制を導入するメリットとして、例えば学校の活性化とか、特色づくりとかあるんですけど、実際に東京で実施されて、2割程度の方が選択されて、学校の特色づくりが以前に比べて抜きんでて出来るのか、活性化が出来るのか、そのへんの検証は、学校選択制を実施する前の状況と、学校選択制以後の学校の状況とね、そんなに変わらないのと違うのかと、私は見ているんです。だから、そんなに今学校選択制になったから、劇的に特色づくりとか、活性化だとか、一部の保護者の希望だけ叶えて、学校全体としてのメリットというのは、本当にあるかどうか、そのへんがもの凄く検証されていないなかで、学校選択制を導入するというのは難しいなと思います。確かに、良い制度とは思いますが、実際に導入前と導入後のそれぞれの比較検証がどこまでされているのか、その辺がちょっと見えてこないなかで、学校選択制を漠然として議論していくのは難しいなと思います。

委員

別に学校選択制のあとに学力が上がったとか下がったとか、その検証はまだ出来てないんだと。出来てないけど選べることに意義があるというご意見なんですね。

委員

選べることだけですね。

ファシリテーター

選べるという場合で、先程言いましたように、選べない親がね、実は居るんですよ。ご承知のように、東京の品川区というのは、学校選択制度をいち早く導入した区なんですけど、私の教え子がそこで教師していましたけども、明らかに学校の階層化、それから保護者の階層化というのが、地域的に非常に進んでしまって、親は選択をしたくてもですね、経済的に他の学校、良い学校に行きたい、子どもをやれないという、そういう階層がある程度出てきているというようなことを言っておりましたね。そういう点でいうと、一見自由に見える学校選択制ですけど、必ずしも構造的にそれが、全ての人たちに開かれてるという事ではないという現実があるというふうに言ってますね。

委員

経済もそうですけど、自由の裏には格差っていうのが必ず生まれてきますもんね。また視点を変えて考えてみると、学校選択制を導入しても、導入する、しないの判断を区長じゃなくて学校長にしたらいんじゃないですか。学校長が、今生徒が一杯だから、うちはしない。生徒が少ないから呼び込みも考えて学校長の判断でうちの学校はするとかですね、極端な話ですけど、ちょっと視点を変えたらという話もありましたので、こういうお話をさしてもらんですけど、そういった方が学校の特色というのが、はっきりと出るのではないのかなというのが思うんですが。

事務局

予め保護者の意見を聞いてというのが学校選択制ですけど、そもそも就学する学校を指定するというのは、教育委員会ということになっているんで、ちょっと学校がというのは、法的にはできないです。選択制の中では、実際に受け入れ出来るかどうかというのは、やはり学校長と話をしないと決められない事項でして、うちは、もう校区のお子さんだけでいっぱいですよということであれば、受け入れ出来ませんということをですね、宣言されてるところがございます。こういったところは、校区内の子どものしか受け入れませんと公表してですね、そこは対象から外して選択制をやられています。これは、指定外就学の基準の拡大でもそうでして、いくら近いといっても、その学校の校区の子どもの、教室も一杯一杯になっているという学校があったら、やはり近くても行けないんですよ。そうなった場合は、やはり受け入れられませんというふうにされていますので、いずれも、学校の施設上の制約というのは、どちらの制度にしても、かかってくると思います。

ファシリテーター

現行制度では、そうですし、それから資料の1-2でも言いましたように、学校選択制というところにね、区長、学校長との協議不要となっていますけど、現実にはね、これはやっぱり不要ではないんですよ。

事務局

学校の受け入れなどでは、協議をしないといけません。

ファシリテーター

表にするとこうなるんですね。

事務局

それは、手続き的な部分での比較です。指定外就学は、1件1件、申請ごとに協議の形をとるということになります。もともと保護者の申し立てに基づいて、それを基準に照らし

認めるか、認めないかという制度です。

ファシリテーター

そうですね。現実には、選択制であっても、無限にキャパが有る訳ではございませんから。

事務局

物理的な制約というのはございます。

ファシリテーター

他にご意見がございますでしょうか。

委員

指定外就学の幅を広げていくということで、かなり今回の議論の目的みたいなものがね、出せる、そういうような意見だなと思うので、今の大阪市の指定外就学としては、いじめについての場合は、協議をしたうえで、状況によって認めていくという、それ以外については、年度途中のが、年度末までというのはありますけれども、隣の校区が近いからといって、行くことは認められていない、それは部活動でもそう。それを仮に認めた場合の課題の事を、学校サイドから言いましたら、一つは地理的な理由を、今は認めていないのに、今後、認めた時に、どういう現実的な、制度面での課題があることを勘案したらいいのかと思うんですけど、要するに、単純に言うと、指定校と自宅があります、指定校より近いところに学校がありますと、それは一つの条件になるのかとか、あるいは、間に幹線道路があって、近いけれども、指定されている学校は危ないから、少し遠いけれど、こちらの学校の方が安全とかね、その辺まで認めていくのかというあたり、これもう、かなりね、通学の利便性も本当に認めるとなったら、ルール的なことは考えないといけないと思うんですよ。これ、後で他都市の例を教えてくださいと思うんですけど、もう一つ部活動も、入りました、けれども、顧問が変わりました、これはいくらでもある話ですし、受け入れの数にもよりますからね、学校サイドの方で部活動で来たい子を全てオッケーにできるかどうか、これも難しい範囲なんです。だから、このへんこそ、2と3あたりについては、他都市ではこういうふうにして実際に運用されているというのがあればね、それを参考にするのかなと。あと、これ以外の分で実際のところね、やはり学校選択制での、学校選択できますよというのは先程あったように実際は半分絵にかいてある部分なんですけど、ただなんとなく大阪で学校選択のメリットに近いものがね、今回の指定外就学の拡大によって導入されたんだなあとということになれば、どんな事があるのかなあと考えているんですけどね。なかなかこの三つ以外に理由というのがね、あんまりないのかなと。

事務局

通学の距離のことですけれど、政令市の基準で見ますとね、校区の学校と、隣の学校を比べてね、隣の学校の方がちょっと近いですよというものでは、認めていないんですね。校区の学校が家から2キロ、3キロ離れている、遠いというのがまず前提にあって、その方で、隣の学校の方が近いですよという方は認めますというのが、政令市のほとんどの通学の距離で認める場合の基準です。ただ、東京都を見ますと、その2キロ、3キロ離れたという条件が外れているんですね。近いからとか、安全だからということで、もっと緩やかに認めているというのはございます。あと、大阪市内で2キロや3キロを越えているということになりますと、前回、校区図を見ていただいたと思うんですけど、あることは、あるんですけど、やっぱり一部に限られているんですね。統合したような学校、扇町小学校の校区ですと、中之島の子は2キロ以上離れていますし、住之江区とか、此花区の臨海部とかにもそういうところがありますが、通学距離にそういう条件をつけますとかなり、今の無料の乗車証を受けている方が対象になる。限られた対象者になってしまうので、そのあたりで、対象者が全く違って来る事などもあります。また、安全を配慮されているケースというのもありますけれども、それは、個々のケースで見ていくような形に、具体的にはなりません。部活動につきましては、政令市でも認めている都市は少ないです。仙台とか横浜とか、一部なんですけど、それも、条件はつけてまして、例えば、転入されてきた方だったら、転入前の中学校でやってたクラブとかですね、新入学時だと、小学生の頃、地域でやっていたクラブ活動とか、かつ少なくとも1年間はやっていたとかね、そういう条件がついてるんですね。だから、新たに中学に入って、心機一転やりたいという方は、なかなか認められてないのかなあと。

委員

させてあげたい気もしますけどね。

事務局

しますけどね。

事務局

あと、区域の範囲ですね。杉並区が、今回選択制を見直しますと、28年度から指定校変更でいきますと、ただ、指定校変更の基準の中に、子どもや保護者が希望すれば、部活動等特色ある活動で変更できるということで、そこには、部活動が入っているんですけども、杉並区は、隣接の選択制でやっていましたから、部活動についても、選べる範囲は、隣の学校の範囲ですよ。だから、あまり遠く離れたところの、例えば大阪市だったら指定外就学が認められるとなれば、行政区を越えて認められる可能性はあるんです。そこまで認めるのかどうかということではありますが、市内でも、あるスポーツだったら強豪

校だと言われる学校が仮にあるとしたら、区を越えて指定外就学でいきたいということも考えられます。

委員

クラブ活動の件でいうと、例えば、もし指定外就学するとすれば、例えば、野球とかサッカーとかメジャーなスポーツの部がないという場合もありますね、例えば、スペースの関係で。それでしたら、本当に2校から3校くらいの協力で、どうにかなるのではないかと、こちらの学校は、野球部があつて、こちらの学校は、サッカー部があるといったら、ほんとに2校くらいで、例えばテニス部でも、ここは男子のテニス部があつて、こっちが女子のテニス部があつてとかそういうのもあるので、メジャーなスポーツであれば、2校、3校の協力体制で何とか出来るのではないかなと。サッカーしたいのに部がないという悩みを持っている子が周りに多いので、個人的に思ったんですけど、ちょっとマイナースポーツ、例えば、体操とかだと難しいと思うんですけど。やはり野球とかサッカーのメジャーなスポーツで中学校になって、できないというのは子どもにとってデメリットかなと。だからこの条件は、前からしていたスポーツ、小学校の時からしていたスポーツという条件は、あってもいいと思うんですけど、そういう考えもあるかなとは思いました。

委員

ですからね、例えば2番でも、そういう制限があるということだったんですけど、よくよく考えてしないと、結局、単に近いだけでしたらね、前から出ているように進学先の中学校が、仮に荒れた状況になりました。その年は、どっと手をあげて、指定外就学の手続きをとる。その範囲に入れなかった子は、行かざるを得ないとかね、これも幅を広げていくとなると、結局最終的にはやはり行きたいところに行くということと、行きたくないから別を探すということとのね、一つの手段になっていく可能性はあると思うんですね。だから、それはやむを得ないんですけども、地理的な理由も、やはり本当はかなり考えたうえで設定をしないと、不公平感になったりするので、本当に利便性なのかとか、部活動も…中学校に行ってから、心機一転、こんなのをやりたいからということやったら、それを理由に校区の中学校に行きたくないから、それを理由にという可能性はあるとは思う。

委員

例えば、今度の大津のね、事件があつた学校というのは、学校選択制ということで考えると、保護者としては行かせたくない学校なんですよ。ですからああいう事件が起こると、他にそういう偏りが発生すると思うんですね。

ファシリテーター

評判よくて集まった学校なんですよ。

委員

でしょ？それが今度は、逆転する可能性がありますよね。

あのクラブ活動の件で、私ども議論しているのはアメリカの例を知っている人から聞いたのは、今度は、学校側がスカウトする。自分の校区の子どもじゃないんだけど、隣の校区に素晴らしい子が小学校にいて、是非スカウトをしたいということが出てくる事例があるそうなんです、そういうことも、今、大変中学校のスポーツも盛んになっていて、全国大会に行こうというような機運が芽生えて、まさにバレーボールの全国大会、近畿大会が行われていて、そうすると今の2年生までは何とか人数を確保できてるけれど、3年生が卒業するとチーム自体が形作れなくなってしまう、せっかくここまで強くなったのに。じゃあ、今度新しく入ってくる子たちにあそこの学校はいないから、こっちの学校に何とかあの子をスカウトできないかなというふうな話が出てくるのかなと思うのですが、現実には、それは行われてなくて、とにかく今の校区の中で入ってくる子を仕上げていくということで…まあ、アメリカではそんなやり方もあるようなんですね。だからそういうニーズも出てくる可能性が…

委員

高校についてはね、例えば、体育科とか芸術科とか芸能科とか様々あるんですけど、これをもう少しね、中学校レベルでそういった普通科だけではなくて、体育科とか芸能科とか様々なそういった選択出来るものを、学校に特色ある学校として、位置付けていったらどうかと思います。私の行っていた学校は、市立高校ですが、体育科があります。だから体育が得意な子は結構集まってきて、野球についても、甲子園は行けませんが、そこそこ、大阪でベスト 8 ぐらいまで行く学校になってます。それ以外でも、水泳についても、体操とかテニスとか、そういうような中学校が、義務教育で同じような教育課程で教育内容で、教育指導要領に基づいてやるのはいいんですけど、もう少し中学校間の特色ある、体育科とか、そのスポーツとか、いろいろな文科系とか、芸能とか、芸術とか、それに特化したような中学校が出来れば、ある程度そういうようなことも実現できるんじゃないかと思いますけども。

委員

咲くやこの花中学校が、比較的それに近いですね。

委員

中高一貫校ですけどね。それを中学校レベルにおろしていったらいいのかなと思いますけど。そしたらスカウトじゃないですけど、ある程度校区をまたいでですね、選択出来る

ようになれば、もっと行きたい学校へ行けるのかなとは思いますが。ちょっと選択制から離れますけど。

委員

公立校の一番のネックというか、弱点は先生が代わるという…人事制度で先生が必ずいつかは代わってしまうということがあるので、この辺が、何か違う運用ができるようになれば、その学校の特色という、先生の特色になるんでしょうけど、そういうことが一つ考えられると思うんですが、今の中学校は、どこの学校も、今このクラブは、非常に強いんだけど、先生がいなくなっちゃうと、あるいは現実に去年まで居ただけでも、居た先生が居なくっちゃって、もうガタガタになっちゃったという、実際に発生しているんで、その辺りは何かある程度、人事的な措置がとれるのであれば、いいかなと思うんですけどね。

委員

先生の約 7 年で変わっていくというの、結構いいなと思ってまして、先生も、それで視野広がりますよね。さっきの話でも、学校に体育科とかできるのもいいかと思うんですけども、ある程度、やはり私学と公立の棲み分けもあってもいいのかなというふうに思うんですけどね。そういうのを求める方は、私学へ行って頂いて、公立は、現行制度のままというのも一つの考えだと思うんですけどね。

委員

公立は、公立の良さというのもね。公立も特色を出さないといけないと思うんですけどね。

委員

確かに学校の敷地の大きい、小さいもありますもんね。うちの学校なんて、本当に大きい幼稚園より小さいのと違うのかというくらいの中学校ですから。クラブやろうと思っても、本当に運動場が狭くて出来ない…

委員

そういう話になってくると、やはり、ある程度、統合して、適正な配置とか、そういうことになってこざるを得ないんじゃないですか。結局、どうしても小さい、その子どもさんがいない学校と、大規模校と小規模校に分かれてきて、そしたら小規模校で校区を定められて、どうしてもそういう中でいこうと思ったら、結局、クラブ活動とかいろいろな様々なことに制約が出てくるということは、大規模な学校に行きたい、行けなかったら、そうしたらどうするのかという話になってきますからね。そのへんが、統合が、必ずしも僕は悪いとは思わないんですけどね、やはり統合して、ある程度、それぞれの学校の様々な、

クラブ活動にしても、いろいろなことを一緒にできるということは、僕は、結果、通学距離が遠くなって、安全性の問題もあるけど、それが有る程度確保できれば、保護者の希望とか、子どもの希望を叶えることができる一つの手段としては、いいのかなと思いますけれども。

委員

統合されてなくなった後、そこが何になるのかというのも一つの問題ですし、統合されると地域は悲劇ですけど、子どもにとってはプラスの部分は、浪速区の方で、四十数名の子どもたちよりも、200、300、400 名いてる方が、いろいろなものを学べると思うんですけどね。

ファシリテーター

当然、その学校の適正規模というのはある訳ですから、統廃合の問題も視野に入ってきた形で、その結果、親の選択の幅が広がるということは当然起こり得ることですから、それは一つのメリットと見ることは出来ます。先程から出ています、この指定外基準の拡大の場合の、三つの事由というのがあるんですけど、弾力化の事由は、これ以外になかなか思いつかないんですよね。ただ問題はむしろ、いじめを理由にして、通学区を越えた形での転校というのはあるということですけど、問題は、そういう制度や基準の問題ではなくて、現行起っている問題は、むしろ学校や学校の教員がその問題に対して、きちっと対応出来てないという、制度や枠組みの問題ではなくて、実際の教育実践の真の問題として、問題が顕わになっていると、私なんかは思ってしまうんですよね。その点で、これ以外の理由なんていうのは思いつかないんですけどねえ。どうでしょうか。

委員

私が歴任した学校でね、入学する時に、標準服があるから、自由な服装の学校へ行かせたい、これは自分とこの、保護者の方針だからと、保護者が、全く聞き入れなかった。で皆と同じものを着るということが、この子はものすごくこだわりがあるからという話だったんで、このままだと不登校になるかもしれないと、保護者が強く申し出られて、校区ではない学校へ行った例がありました。それから、祖母も、母もその学校を卒業した、だから是非とも自分の子は、自分の卒業した学校を卒業させたいと転居してきました。嫁いだ先から実家の方へ戻ってきてという例もありました。それは指定外就学ではないんですけど、ちゃんと住民票を移しての就学ですけども、わざわざ嫁いだ先から住民票を動かすという例もありました。

委員

最近、知ったんですよ、私のところは標準服があるんですけど、私は大阪市は全部標準

服だと思ってたんですが、最近、違うということを知りまして、だからそういうのは、逆に大阪市でそろえた方がいいのではないかと、ちょっと思うんですけど、どうなんですか。

ファシリテーター

標準服ですよ、確かあれは。いわゆる制服ではないですよ。

委員

標準服です。

委員

一応あれ着ないとダメって言われますけど。風邪の時でも、長ズボンだめだって。

委員

そうです。そうです。(笑)

委員

かなり厳しいですよ。

委員

厳しいです。親は楽ですけどね。

委員

ちょっと歴史は分かりませんが、標準服という呼び方になったのは、だいぶ前からなんですか？

委員

私が、子どもの頃は標準服だったような…

事務局

あの、かなり以前は制服として着なければならないという位置づけだったと思うんですけど、しかし、最近の状況の中で、標準服という言い方を一般的にしております、その標準服を着られたいということで、当然その意にそぐわないということは認めますよという形をとっています。これは、中学校においても制服と一般的に言います。これは標準服で

委員

あの、中学校にね、生徒手帳あります、あの中には、制服と書いています…

委員

それは中学校によったら、その言葉が残っているのはあります。

ファシリテーター

ある意味、緩和されたんですね。

委員

ああ、そうですか。その表現がね、生徒手帳に、制服はこういう場合に着用しなければならないとか、通学の場合とか書いているような記憶が…

委員

一般的に子どもたちに言うのも、「標準服をちゃんと着なさい。」とは言わず、制服を着なさいと言っているのは、学生服の制服とか、よう分かっていないかもしれませんが、学生服とか、制服とか、標準服とか、使い分けじゃないですけど、標準服というものですよと、だから絶対どんな事があっても、これを着ないとダメだというものでもないけれども、通常の場合は必ず着ましようねという…で、なんでやねんて、やはり中学校 3 年間の間ぐらいは、きちっと決められたことを守るということは大事ですよということですね。ただし、これでなければならぬという制服という言葉のイメージじゃなくて、標準服という…

委員

私ら古い世代ですけど、中学校に行く時にですね、制服チェックがあったんですよ。そしたら、学生の場合、カラーがない場合は、まず怒られたんですよ。で、ボタンが外れたら怒られるとか、生徒手帳を携帯しているかとか、その辺が、もの凄く厳しかったように思うんですけど、今、そんなにはしないんですね？

委員

いや、全く同じことをしていますよ。 ほぼ、やっていますね。

委員

ああ、そうですか。(笑)

委員

中学校では、規律をきちんと。

委員

だから、入学説明会の時に標準服着用に協力してくださいという表現で、強制するのではなく、協力してくださいという…

委員

中学は着ないとダメですよねえ。靴下の色からねえ。

委員

そら、そっちの自由化は、皆はもっと喜んで。

委員

頭髪でも、かなり厳しい言われましたけどね。今は、割に自由なんか…自由の度合いが、かなり僕らの学生の頃とは違うんですね。頭髪も別に言われなくてもいいですから。

委員

いや、頭髪も言いますねえ。

委員

ああ、そうですか。

ファシリテーター

鹿児島は、私、だいぶ前ですけど、放課後でも学生は標準服でしたよ。

委員

僕らの世代の時は、丸坊主でしたからね。いわゆるカラーつけてなかったら怒られるし、それからボタンなかったら厳しく注意されるとかです。一番言われたのは遅刻でしたけどね。遅刻はもう厳しかったですわ。入れへんかった、もう閉門して。そういう時代だったから。今の状況がわからなかったんで。

委員

標準服が嫌だって子はいますよね。

委員

あと、冬に半ズボンは、子どもは嫌がりますよね。

委員

おそらく保護者もね、それぞれの教育活動の内容を見てね、学校を選択するんじゃないくて、校舎が綺麗とか、運動場が広いとか、標準服か私服か、茶色か紺か、というようなね、学校選択制にしたら、そこが選びどころかなって思ったりするんです。そういう意味で、開かれた学校ということで、学校の教育内容を公開していくという良い機会だとは思いますが、でも、そこをほんとに見ていただいて、学校選んで頂けるのかなというのは、ちょっと疑問で、小学校の方は、近い方へ行かそう、近所のおじちゃんやおばちゃんの間があるところへ行かせた方が安心という選択で、校区へ行かれるんじゃないかなと。

委員

小学校は概ねそうですね。中学校は、またちょっとニュアンスが変わってきますけど。

委員

はい、だからやっぱり部活動かなって。全国大会に出れるレベルのある、例えば吹奏楽があるから行きたいとか、バレーボールが強いと。ただ、そこも、先程から話題になったように、顧問の先生が転勤されて、居てると思って行ったら、転勤した後だったというような事もあったり、部員の数が多かったら顧問の先生がいなくても存続するんですよね？

委員

勿論ある程度の継続性を持ってね、顧問が変わっても出来るだけ、顧問と同じ様な指導ができなくても、とりあえずその部の存続ができるような方をね、配置して頂くように委員会をお願いして、それにある程度応えていただいて。ただ、規模が減っていくと、教員数は減りますのでね、それはもう出来なくなる。だから部活動のことで幅を広げていってしまうと、ある学校のある部に凄く生徒が集中してしまうと。結局、逆に本来やったら上がってくる学校のところの部が逆に衰退していくとかね。それがもっと規模が大きくなったら人数そのものに影響してくるので、先生の数が減る場合、逆に足らなくなってしまうとかということにも影響してきますよね。だから、この弾力化を拡大するということは良いと思うんですけど、これがあまりにも、こう条件をちゃんと考えないと、学校選択制の 2 割くらいの人が動く事によっての学校規模が膨れたり減ったりするようなことで、いろんな悪い影響というんですかね、学級数の増減とか、教員の増減とかいうのにも来るのかなと、だから学校選択制やったら、学校が人数決めていますから、これ以上は、抽選ですと、学校側から言いきつてしまえばね、その中には、ひょっとしたら部活動のことで手を上げていた人がいるかもしれないですし、通学もあるかもしれないけれども、それ

は仕方がないですと。抽選だから。じゃあ受け入れ側からしたら、こっちの方が逆に準備さえきちっとしておけばですね。反対にこちらを広げると、実際のところ読めないというか、読めないし切れないということになっていくということもあるので、私もずっと考えていて、指定外就学を広げることで学校選択制をカバーできるかな、保護者の方の要望にね、応えていくことができると思うんですけど、これもやはりきちっとした制度設計をしないと、かえって難しいのかなと、はい。今も、今なりにいろいろご不満もあるけれども、その中で学校は、学校で、できるだけの努力、荒れているからといったら、何とか回復するような、部活動にしても、保護者の要望を聞ける次年度に向けて開設するように努力したり、あるいは他校と一緒に合同チームとか、いろんな工夫を今の現行制度の中で一生懸命やっていて、それが本当にダメで、学校選択制があらゆる市民の声であがってきてね、大阪市の教育そのものが学校選択制を入れることによってこんなに変わるんだ、プラスになるんだと言う事があって、議論がどんどん詰まっていっただいいんですけど、ある程度今現在工夫してるなかでね、それを変えることでね、いわゆるいろんな意味での混乱というか、デメリットが多いのと違うかなと考えれば考えるほど思ってしまうんですけどもね。

委員

昨日の市の教育委員会の中でね、今年度、退職される方 40 名の校長を全部公募制にする言う事で、ある程度、そういうふうな、いわゆる学校の特色づくりとか、活性化にとってある程度試金石になってくるのかなとは思っています。その校長先生の力量によって、その辺の今仰るようなことも、今後、どれだけ出来るのかということも、変わってくるかと思えますねえ。本来の学校選択制という制度との兼ね合いもあるんですけど、どれだけ学校の活性化とか、保護者の思いを学校に反映できるかとか、そういうふうな、今仰っているような事も、ある程度、そういう今度の公募の校長先生によって、だいぶ変わってくるかなと思いますけど。従来の校長先生は、どうかではなしに、そういうような学校経営の視点でどうするかということについての認識を持った校長先生が出てくる可能性が高いかなと思います。それは、ちょっと注目しているんですけど。それによって、大分大阪の教育も変わってくるのかなと思いますけど。

委員

プロは、プロに任せた方がいいと思うんですけどね。新任で入った先生が、最終的には校長先生になるという夢を抱いて、やっていただきたいというのは僕らの思いですね。でその夢が教頭まできて、最後の一步、手がかかるところで違う人がごそっと入ってくるのはね、ちょっとやりきれんところがあると思うんですけどね。もう少し現場を信じてやってもらいたいという思いがありますね。で、全体の中に少しスパイスを入れる程度というのはいいと思うんですけど、それをトップをがさっと変えるような制度を、僕はどうかと

思いますね。

委員

一応内外の公募ということなので、まだパーセンテージがないですし、どれくらいの方が、今回あんまり給与状況も良なくて任期付きですので、どれくらいの方が応募してくれるかというのはわかりませんが、一番大切にすべきは、学校の先生で、校長を目指して頑張っている方のモチベーションを下げることは良くない事ですもんね。

委員

区長の公募でも 3～4 名くらいでしょ、現区長が残っているのは。

委員

仰るとおり、プロはプロで良いと思っています。だけど、いろいろな目線での学校に対する見方というのは、あっていいかなと思っています。だから、プロはプロとして、僕は決してアカンとは言っていないけどね、そしたら、やはり今までの学校の中で、学校が開かれた学校といいながらですね、そしたら、学校に係わっていない方には、なかなか見えてこない部分もあるんで、校長以下、学校の先生が、学校が開かれて見えるように、地域に見える、市民に見えるような形の、やはりそういう学校運営とか、経営とか、子どもに対する思いとかを出して頂けたらありがたいなあと思っているんです。だから決してプロの先生を否定している訳ではないし、力量もある先生も多いということも理解していますけど、そうしたらいろんな形で、学校が、学校選択制もそうやけれども、やはり特色づくり、活性化とか保護者の希望とか、様々な仕組みづくりをする中で、校長先生もそういうような形で、いろんな形のいろんな経歴の校長があってもいいのと違うかというふうになるのかなと思いますけどね。

ファシリテーター

大阪で言いますと、府立高校で何年か前に前例がありましてね、そういう事の検証もやはりしながら、公募制というものを考えていきませんか、確かに仰るように、民間とか学校の外に居た人が、新しい視点で見直すということが必要な部分もあります。府立高校でうまくいった場合、うまくいっていない場合がありますからね。そういう点でいうと、やはり学校というのは、ある意味では民間の企業や会社と違う視点で見なくてはならない部分というものもありますし、仰るようなプロは、プロに任せたらということで、そのプロそのものの質の問題がやはり今いろんな形で問題になっていっていることも間違いないんですけど、その民間や他の外部の企業、外部からの視点だけで、学校運営を見直すというだけでは十分でない、そういうことがあるなというふうに私は思っております。

他にはどうでしょうか。どうですか、学校の現場からして公募制とはどういったもので

すか。

委員

高校とね、小学校、中学校は、またちょっと違うのでね、僕は、やはり例えば、最近中学校から小学校の校長先生にという方がおられるんですけども、凄くうまくいってる方も勿論多いんですけど、良く聞くのは、やはり子どもへの語りかけの仕方が戸惑うんです。だから同じ子ども相手でも、中学校と小学校はそれぐらい違うわけですから、ましてや大人相手というか、いわゆる子どもと直接係わるような経験が、お持ちでない方が、小学校や中学校の校長になって、マネジメントという意味では、斬新なこともあるかもわかりませんが、もうちょっと、こう地べたを這い回るような仕事もやらないといけませんので、義務教育の場合はね、場合によっては直接子どもに話をする、指導するというのもあるので。その辺はある程度、そういう経験がないとつらいのかなと思うところはありますね。

委員

もう一つは、今若い先生方が凄く増えてきている中でね、やはり学校現場で、そういう人たちを育てていく。授業を見て指導する。そういう視点でいくと、やはり長年、教鞭をとってきたものの方が、指導しやすいと思うんです。外部から来られて、いい授業か、悪い授業かは、お分かりになるかと思うんですけど、それをどう改善していったらいいのかという視点で、若い先生方を指導できるのかなというのは、ちょっと思いますね。だから、管理職の仕事というのは、学校運営だけじゃなくて、やはりこれからの教員を育てていくということもあるので、その辺りは、そういう機能があるのがやはり学校現場だと思うので、子どもを育てるだけではなくて、先生も育てるところだと私は思っているのです。

委員

経済でも JAL が破綻しかけて、京セラの稲森さんが入って立ち直らせたりですね、田舎の方で廃線になる寸前の電車のね、公募で一般の人がなって立ち直らせていったとか、いろいろそういうのはあるかと思うんですけども、これ教育現場とは、また少し違う部分があると思うんです。お金をマイナスからプラスにするのと、やはりその人の心の部分というのはね、本当に違うと思うんですよ。でも、そういった校長先生に据えるということではなくって、違う思いを注入するために違う部署に入れるというのはいいかと思うんですけどね、まだちょっとイメージがあんまりまだ湧いていないんですけども。

委員

学校運営協議会、あるいはその評価制度というのも始めていますよね。こっちの運用をもうちょっと上手にした方が、特に地域とか保護者にとっては、いいんじゃないかなと。

今度のこの公募の話を途中でバンとぶつけられて、「えっ」という感じが地域としてはね、受けているんですよ。例えば、その地域をよく知っている人が、この学校、地域と許し合っているから、何とか上手にマネジメントしましょうということで、手を挙げてくださって、校長になるというのなら、大変ウエルカムなんだけど、そうじゃなくて、突然どっからポーンときて、この学校をこうするんだということを言われてもね、すごい違和感があるし、先生方を地域としてもやっぱり育ててきているという思いがあるので、そういう部分と相入れない部分があるんじゃないかな、そうなってしまうんじゃないかなということ懸念するんですけどね。

ファシリテーター

先程、出ました、親の学校選択の場合、中学校の場合は部活動というお話でしたけれど、なかなか表に出てこない学力の問題はどうなんだろうかね、実際には、学校が、高校進学がいいからという、それはあんまりないんでしょうか、実際。

委員

塾が、やはり自分とこの試験と、中学校でやっている実力テストを集めてきたりとか、入試結果とか、そういうデータを基にして、例えばA中学校とB中学校やったら、A中学校の方がレベルが高いみたいなことを、塾に通わせている親に言うとか、そういうことはあります。それが、例えば学校として、どう受け止めて、どのように返すかについては、基本的に教員が当然教えるべき内容のことはある訳で、それに対して、目標に到達出来ていなければ、その分についてね、例えば本校の生徒たちにはここに課題があるから、この事について、来年度、重点的に取り組んでいこうとかね、そういうやり方には、他と比べてどうこうということは教員は、意識はあまり強くはないですけど、逆に学校外からは、そういうふうな、良い学校、悪い学校、というより勉強できる学校…それと入学者選抜制度の中での評価評定の、あるか、ないかというようなことですね、これは、実際、今また取り上げられているわけですけどね、大きな議論の内容にはなっていますね。ただ学校としては、地元の学校が良い学校とか、悪い学校とかいうようなことを、どこかの学校と比べてというような事を進んでやったりはしていない。ただ、聞こえてはきます。

委員

仰るように、学力が一番かもしれませんね。でも今、大阪市ではそれぞれの学校の学力調査の結果を出しているわけじゃなくて、もし学校案内が作成されとなれば、今仰ったように、どこどこの高等学校に何人、進学校みたいなものを表して行くでしょうね。ただ数字でね、何点やったとかいうのではなくて、何人だとかいうような形でね、そういう示し方になるんじゃないかなと思います。小学校の場合は、どうでしょうね、他と比べるということはあんまりしていないのと、むしろ評価テストも学校独自で作ったものだし、通

知票もそれぞれの学校で作ったものなんで、隣の学校と自分の学校と通知票を比べても、おそらくどっちがどっちということは…

委員

小学校はもう全然関係ないというか、変な言い方ですけど、隣の小学校と、多分担任とかでも違うんじゃないですか、あれって。学校では決まっているんですか、通知票の例えばできましたとか、よくできましたとか、よくできましたが何人とか、ああいうのって、学校で決まっているんですか？

委員

学校で決まっています。だいたい。

委員

あ、学校で決まっているんですか。だから隣の学校と比べても意味がないということですよ…

委員

はい、そうですね。

委員

そうになったら、それも公立の中学校で、体育系の中学と、あのクラブ活動を推進していったという中学と、進学系の中学というのは、こうはっきり出てくるようになりそうな気がしますね。その学校案内に何々高校に何人、何々高校が何人、また方や、学力が思うように進まない学校は、クラブの方へ進んでいって、全国大会、柔道全国大会とか水泳何々大会とか、そういうふうに明記していくと、どんどんそういうふうに進んでいく可能性もあるっていう事ですよ。

委員

それが、学校の特色と言われればそうなのかもしれないですし、でも一般的に公立の中学校は両方ですよ。どっちかにではなくて、やはり部活動でも、文化系もあるだろうし、そっちにも力を入れる生徒を育てたいと思っているだろうし、学力も上げたいと思ってるだろうし…

ファシリテーター

学校選択制のむしろメリットとデメリットであるわけですね。それを全くオープンにしたらうと、仰るように、文化をとったり、格差をとったりするというデメリットもあるで

しょうし、親から見れば、一定の選択の幅が広がるといいますか、そういうメリットということですね。

委員

進学率も年度によって違いますよね。

委員

それはねえ。

委員

だから、一概に学力の高い学校とかって…

委員

毎年、毎年入ってくるお子さんによって、凄い高い年とそうでない年とかが…

委員

あると思います。

委員

もちろん学校での指導の工夫改善によって、学力というのは当然伸びる、伸ばしていく必要もあるんですけども、前から言うてる全国学力調査のね、大阪が低いということについての、いわゆる地域性とか、経済的な背景とか、それを大阪市で言えば、やはり校区によつての経済的な面とか、ありますからね、それによる学力差というのは、どうしてもある程度、固定的な分が、でそれがずっと引き続いて、例えば、進学する高校の行き先とか数によつてね、この学校は良い学校とか、そうでないとかね、というのは、世間一般にはそういうふうな形での評価みたいなものは、されていると思いますね。

委員

内申からしたら、逆になりますよね、例えば、レベルの高い子がたくさんいると、内申は下がりますよね。何か変な話ですけど。そういう…何か矛盾しているというか、難しいんですけども。

だからレベルが高いからって、メリットばかりじゃなくて、本当にレベルの高い学校だと、逆に自分の内申が下がってしまうというデメリットも、今の府立高校とか受ける場合だと、そういう事も考えられるかなと。うちはそのことがあって、私立に行ったんですけど、なかなか難しいことで…だからと言って、やっぱりその全体のレベルが低くてちょっと荒れてる学校には、やはり親としては行かせたくないという思いもありますよね。そ

こも、全体的に内申、本当に昔から言われていることなんですけど、内申とか、そこからも考え直して頂いてからというのは思いますけど。

委員

やはり学力というのが、どうしても、矮小化されてしまうといいますかね、要するに学力テストの結果であったりとか、進学先であったりとか、そういうんじゃなくて、やはりその生涯にわたって、自分でいろんなものに関心を持って学んでいこうとする力とか、そのための学び方を身につけるとかね、そういうことのトータルが、学力だと思いますので、そういうことを教えて行くのは、やはり本来、義務教育、小学校中学校の間だとは思いますが、だから学力の捉え方によっても、結局、学校選択制とからまって、学力の高い学校、低い学校、果たしてそれは、本当にそうなのかなということは、冷静に見る必要があるのかなと思うんですね。

委員

子どもがここまで意欲を持てたとかね、それが何かに表せれば凄く良いんですけど、変にテストだけして序列化すると弊害ばかりがあって、上の子はいいけど、下の子は、意欲をそがれるし、去年から今年、今年から来年で 3 年間で、これくらい、この子の意欲が上がって、こういう成果があったんだというのが何か出せればね、凄く良いし、数値化には馴染まないのは分かるんですけど。

委員

でも数字で、おそらく保護者は学力測ると思うんですね。意欲が高まったとか、学校案内に記しても、そこは「ふーん」という形で…私たちは本当にそう思っているんですけども、なかなか、それを例えば 2 ページに表すとしたらとても難しいです。たくさんの学校の中から保護者が選択する材料としてはね、難しいんじゃないかなと。

委員

公立の普通の小中学校とかで、塾でやっているような事をするかどうかですよ。

委員

そうじゃないと思うんですけどね。やはり良い先生というのは、今でも覚えてるし、いろいろな先生の思い出というのは、凄く大事だと思うんですけどね。

ファシリテーター

一般的に言えば、先々のための勉強や、生活や学習ではなくて、小学校は小学校の、中学校は中学校なりの、10 歳なら 10 歳、15 歳なら 15 歳なりの、その時に必要なね、経験や

学びというものがある訳で、それをすっ飛ばしてね、先々のための準備ばかりするというのは、これはやはり教育ではないと思いますねえ。

それでは、時間が来てしまったんですが、今日は、指定外の就学の基準の拡大についてどんなことがあるのかということを経験して頂いたり、あるいは学校選択との、基準の拡大というのはどういう観点になるのかという、その辺の議論も少し出ました。教育委員会が公募制の校長を認めたということです、その辺の議論が出ましたので、本当は親の学校選択というようなものが、どういう基準であるべきなのかというところが、学校や教育委員会が決めるのではなくて、実は、親自身の、子どもの親として、あるいは市民の成熟度として、学校に対する考え方や、あるいは子どもの育て方の目標等についての、一種の親自身の責任という、あるいは権限というものの拡大が、実は、市民の成熟度としてそれが高まって行くものでないと、さっきから出ているような、単純な、どこどこの学校が良いからとか、あるいは進学が良いからとかいう事だけでの選択では困るなという話になったのかなと思います。よろしいでしょうか。

資料の1-5の1のところに幾つかのメリット、デメリットについての整理もしておりますので、見といて頂きたいと思います。で、児童の安全確保の問題というのは、あまり出来ませんでした、既に何度か、今日は出来ませんでした、既に出ておりますので、大体小学校で言いますと、校区制の下で、地域の方々が大変温かい目で見守っていますし、学校を育てるとか、子どもを育てるとするのは、そういう意味では、学校だけが出来るという時代ではなくなっているという、そういう認識も既に皆さんの中でも共通になっているのかなと思っています。やはり年寄りからすると、子どもの声が聞こえるというのは、大阪市内ではあまりないんでしょうけど、特に地方に行きますと、学校の統廃合の時にそういう問題、そういう声が出されますね。自分の孫や子どもでなくても、子どもの声が地域から聞こえるというのは、元気が出るというような事が、よく言われておりますし…特にありませんでしょうか。それでは、事務局から連絡をよろしくお願いします。

(事務局より次回日程の連絡後、終了)